

◎新潟県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年4月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中名沢刈羽線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市長橋字中江 646 番から	新	7.9～31.6メートル	1,153.8メートル
同市刈羽字中丸269番1まで	旧	6.0～12.2メートル	1,159.5メートル